

平成 27 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第1回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧表	4
◎ 議事日程（2月16日）	5
開会宣告	7
日程第1 会議録署名議員の指名について	7
日程第2 会期の決定について	7
諸般の報告	8
広域連合長のあいさつ	8
日程第3 議席の指定について	10
日程第4 議案第1号から議案第11号について	
上程及び提案理由説明	
1 広域連合長 提案理由説明	11
2 事務局長 提案理由説明	12
日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問	19
日程第6 上程議案等に対する討論及び表決	19
日程第7 選挙管理委員及び同補充員の選挙について	20
日程第8 閉会中所管事務調査について	25
閉会宣告	25
会議録署名	26
参考資料 議案等審議結果一覧表	27
上程議案等	29



平成 27 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成27年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年2月2日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

記

- 1 日 時 平成27年2月16日 午後1時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市議会臨時庁舎 全員協議会室

議 員 出 席 表

平成27年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月16日
1	田 口 文 明	○
2	茅 根 茂 彦	○
3	矢 口 迪 夫	○
4	並 木 寛	○
5	島 田 久 雄	○
6	須 藤 一 夫	○
7	鴻 巣 義 則	○
8	増 田 省 吾	○
9	遠 藤 正 信	／
10	木 村 郁 郎	○
11	大 森 要 二	○
12	蛭 田 千香子	○
13	石 田 安 夫	○
14	倉 持 光 男	○
15	柳 井 哲 也	○
16	金 子 和 雄	／
17	清 水 立 雄	／
18	桐 澤 いづみ	○
19	根 本 又 男	○
20	又 未 成 人	○
21	岡 崎 榮 一	○
22	武 藤 博 光	／

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月16日
23	堀 江 健 一	○
24	風 見 好 文	○
25	浅 野 信 行	○
26	小松崎 誠	○
27	相 田 一 良	○
28	西 山 正 司	○
29	平 野 晋 一	○
30	入 江 晃	○
31	高 木 寛 房	○
32		
33	小 貫 和 通	○
34	関 根 ひろ子	○
35	南 條 治	／
36	大 内 則 夫	／
37	鈴 木 陸 郎	○
38	坂 本 一 夫	○
39	難 波 千香子	○
40	服 部 隆	○
41	水 垣 正 弘	○
42	藤 沼 喜 義	○
43	関 稔	／
44	今 井 利 和	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法121条）

広 域 連 合 長	会 田 真 一（守谷市長）
事 務 局 長	柴 崎 太 郎
監 査 委 員	黒 川 活
会 計 管 理 者	柴 保 之
総 務 企 画 課 長	皆 藤 和 明
事 業 管 理 課 長	幕 内 浩 之
給 付 課 長	五十嵐 孝 典

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	浅 川 勝 典
書 記	上久保 整

提 出 議 案 一 覧 表

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 9 号 平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 議案第 11 号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

平成 27 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

平成27年 2 月16日（月）

午後 1 時開議

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

諸般の報告

広域連合長のあいさつ

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号 平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 9 号 平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特

別会計予算

議案第 10 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求める
ことについて

議案第 11 号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を
求めることについて

日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

【議案第 1 号から議案第11号まで】

日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決

【議案第 1 号から議案第11号まで】

日程第 7 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程第 8 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後 1 時開会

開会宣告

○議長（田口文明君） 御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は 35 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（田口文明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、12 番蛭田千香子議員、13 番石田安夫議員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（田口文明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

諸般の報告

○議長（田口文明君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございますので、御了承願います。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

常陸太田市議会選出の木村郁郎議員が、平成26年8月5日をもって常陸太田市議会議員の任期が満了となったところから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、8月21日に常陸太田市議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり行われ、木村郁郎議員が再選されました。

次に、桜川市議会選出の増田俊夫議員が、平成26年9月23日をもって桜川市議会議員の任期が満了となったところから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、9月26日に桜川市議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり行われ、相田一良議員が当選されました。

次に、稲敷市議会選出の木内義延議員が、平成26年12月21日をもって稲敷市議会議員の任期が満了となったところから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、12月22日に稲敷市議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり行われ、浅野信行議員が当選されました。

次に、坂東市議会選出の木村敏文議員が、平成26年12月21日をもって坂東市議会議員の任期が満了となったところから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、12月24日に坂東市議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり行われ、風見好文議員が当選されました。

次に、笠間市議会選出の町田征久議員が、平成26年12月23日をもって笠間市議会議員の任期が満了となったところから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、12月25日に笠間市議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり

行われ、石田安夫議員が当選されました。

次に、太子町議会選出の吉成好信議員から、平成２６年１２月１６日付けで、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されました。地方自治法第１２６条の規定により、議長において同日付けでこれを許可いたしました。

これにより、平成２７年１月２２日に太子町議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり行われ、鈴木陸朗議員が当選されました。

次に、かすみがうら市議会選出の小松崎誠議員が、平成２７年１月２７日をもってかすみがうら市議会議員の任期が満了となったところから、広域連合規約第９条第２項の規定により失職いたしました。

これにより、２月４日、かすみがうら市議会において広域連合議会議員補欠選挙がとり行われ、小松崎誠議員が再選されました。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに木村郁郎議員から御挨拶を願います。

○**１０番**（木村郁郎君） 常陸太田市議会の木村郁郎でございます。前年に引き続き、広域連合の議会議員を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○**議長**（田口文明君） ありがとうございます。

続きまして、相田一良議員から御挨拶願います。

○**２７番**（相田一良君） 桜川市から来ました相田一良でございます。

後期高齢者について勉強させていただきますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○**議長**（田口文明君） ありがとうございます。

続きまして、浅野信行議員から御挨拶を願います。

〔「欠席です」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（田口文明君） 続きまして、風見好文議員から御挨拶願います。

○**２４番**（風見好文君） 坂東市の風見でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○**議長**（田口文明君） ありがとうございます。

続きまして、石田安夫議員から御挨拶を願います。

○**１３番**（石田安夫君） 笠間市の石田安夫でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○**議長**（田口文明君） ありがとうございます。

続きまして、鈴木陸朗議員から御挨拶を願います。

○**37番**（鈴木陸朗君） 大子町議会の鈴木陸朗でございます。よろしくお願いいたします。
ます。（拍手）

○**議長**（田口文明君） ありがとうございます。

続きまして、小松崎誠議員から御挨拶を願います。

○**26番**（小松崎誠君） かすみがうら市の小松崎誠と申します。引き続きよろしくお願いいたします。お世話になります。（拍手）

○**議長**（田口文明君） ありがとうございます。

広域連合長の挨拶

○**議長**（田口文明君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、会田真一君。

○**広域連合長**（会田真一君） 平成27年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから広域連合につきましては大変な御協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

昨年、民間有識者でつくる日本創成会議から、2040年までに全国の約半分の自治体に消滅可能性があるとの報告が出てから、国や地方において地方創成が大きな政策テーマになっております。

このため、活力ある地域社会を維持していくための人口減少対策や地方経済の活性化対策などについて、現在開催されております通常国会において補正予算が成立したところでございます。

一方、これまで地域社会を支えてきた医療や介護などの社会保障制度については、将来にわたって持続可能なものにするための改革骨子が国から示され、関連予算の審議が始まっております。

医療保険制度では、財政基盤の安定を図るため、財政力の弱い国民健康保険や協会けんぽなどへの財政支援を拡大するほか、世代間や世代内の負担の公平を図るため、

後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入や、後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例を平成２９年度から原則的に廃止するなどの新たな負担増が打ち出されております。

また、国民健康保険における都道府県と市町村の役割分担については、平成３０年度から都道府県が財政運営の責任主体を担い、地域の医療水準や所得水準を考慮しながら市町村ごとに保険料必要額を決定する一方で、市町村が保険料の徴収や資格管理・保険給付の決定などを引き続き担うなどの基本的な枠組みが示されたところであります。

これら一連の制度改革によって、今後、後期高齢者医療制度へどのような影響が生じる可能性があるのか、中長期的な視点で見きわめていくとともに、被保険者へのサービスの向上や安定した財政運営の観点から健康増進事業や医療費の適正化などに市町村の皆さんと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

本日は諸般の条例改正や平成２６年度補正予算案及び平成２７年度当初予算案などの議案を上程しておりますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、広域連合議員の皆様におかれましては、引き続き高齢者の医療行政や、当広域連合の事業運営に御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでございます。

○議長（田口文明君）　ありがとうございました。

日程第３　議席の指定について

○議長（田口文明君）　続きまして、日程第３、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第４条第１項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願いいたします。

日程第４　議案第１号　茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 9 号 平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 議案第 11 号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（田口文明君） 次に、日程第 4、議案第 1 号から議案第 11 号、以上 11 件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、会田真一君。

○広域連合長（会田真一君） それでは、ただいま議題となりました議案 11 件につきまして、御説明を申し上げます。

最初に、条例議案 5 件について提案させていただきます。

第 1 分冊議案書の 1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の夏季休暇の日数を統一するため、所要の改正を行うものでござい

す。

3 ページをお開き願います。

議案第 2 号、個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報情報を保護するための規定などを整備するため、所要の改正を行うものでございます。

7 ページをお開き願います。

議案第 3 号、行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法が改正されたことに伴い、法改正に対応した規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

1 1 ページをお開き願います。

議案第 4 号、後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する条例につきましては、国等への返還金が生じるなどによって、その財源を確保しなければならない場合に備え、基金の財政調整機能を強化するため、所要の改正を行うものでございます。

1 3 ページをお開き願います。

議案第 5 号、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例につきましては、所得の少ない方や被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減に係る財政措置を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、予算関係議案が 4 件でございます。

1 5 ページをお開き願います。

議案第 6 号、平成 2 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3, 1 4 1 万 7, 0 0 0 円を減額するものでございます。

1 7 ページをお開き願います。

議案第 7 号、平成 2 6 年度特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7 3 億 7, 2 1 5 万 8, 0 0 0 円を減額するものでございます。

続きまして、別冊となっております茨城県後期高齢者医療広域連合予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 8 号、平成 2 7 年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 8, 5 2 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページをお開き願います。

議案第 9 号、平成 2 7 年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ2, 912億1, 764万円とするものでございます。

続きまして、人事案件が2件ございます。

議案書に戻りまして、20ページをお開き願います。

議案第10号、監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、黒川活委員が、平成27年3月28日をもって任期満了となりますので、監査委員の選任について同意を求めるものであります。

私は、島崎英男氏を選任してまいりたいと存じます。

21ページをお開き願います。

議案第11号、公平委員会委員の選任の同意を求めることにつきましては、石川治委員、大谷茂夫委員及び内田一廣委員が、いずれも平成27年3月28日をもって任期満了となりますので、公平委員会委員の選任について同意を求めるものであります。

私は、石川治氏、内田一廣氏を再任するとともに、小林由士郎氏を新たに選任してまいりたいと存じます。

以上、11件につきまして、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議を賜りご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、ただいま説明をいたしました議案11件のうち、議案第1号から議案第9号までの詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（田口文明君） 次に、事務局長、柴崎太郎君。

〔事務局長 柴崎太郎君登壇〕

○事務局長（柴崎太郎君） それでは、私の方から、議案第1号から第9号までの内容につきまして、御説明をいたします。

初めに議案第1号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、第1分冊の議案書の1ページをお開き願います。

下の段の提案理由でございますけれども、現在、当広域連合職員の休暇につきまして、派遣元の地方公共団体の例によるものとされておりますけれども、夏季休暇に関しては市町村の規定にばらつきがあることから、広域連合職員の勤務条件を統一するためのものでございます。

2ページのただし書きに記載してございますとおり、夏季休暇については本条例施行規則の定めるところによると規定するものでございます。

なお、規則におきまして、本年から、夏季休暇の取得日数を７月から９月までの間の５日と規定することとしております。

次に議案第２号、個人情報保護条例の一部を改正する条例について、３ページをお開き願います。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、新たに個人番号を使って管理する保険料や医療給付状況などの特定個人情報と、その提供記録などを保護するための規定を整備するためでございます。

その主な内容は、個人のプライバシー保護や情報の漏えいを未然に防ぐ観点から、４ページの中ほどにございます第８条の２から、５ページの中ほどの第２７条の第１項にかけて、特定個人情報とその提供記録の目的外利用や開示などの請求に関する規定を整備するほか、５ページ下段の第３１条第６項では、第三者機関として特定個人情報の取り扱いを評価する情報審査会の役割について規定するものなどでございます。

次に議案第３号 行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、７ページをお開き願います。

提案理由でございます。国民の利益の保護の一層の充実を図るため、処分及び行政指導に関する手続について行政手続法が改正されることに伴いまして、法改正に対応した規定を整備するためでございます。

めくっていただきまして、８ページの中ほどにございます第３３条第２項、当広域連合が許認可やそれに基づく処分を行う際に、その法的根拠を相手方に示さなければならないことや、下の方の第３４条の２では、相手方は行政指導に対し法令に適していないと考える場合は、その中止等を求めることができる旨を規定するものでございます。

また、９ページの中ほどですけれども、第３４条の３では、当広域連合に対し、処分等を要請することができる規定も、あわせて整備するものでございます。

次に議案第４号、後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について、１１ページをお開き願います。

提案理由でございますが、この基金は、医療給付費などの財源に不足が生じた際に活用するため、決算剰余金を積み立てているものでございますけれども、国等の医療給付費負担金の過年度分に返還金が生じるなどによってその財源を新たに確保しなければならない場合に備えて、基金繰入による財政調整機能を強化するためでございます。

めくっていただいて、１２ページをごらんいただきまして、これまで規定にあった保険給付などの財源に充てる場合に加えて、保険料を充てるべき性質のもので、広域連合長が必要と認めた経費の財源に充てることのできる旨を規定するものでございます。

次に議案第５号、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、１３ページをお開き願います。

提案理由でございますが、この基金は、所得の少ない方や被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減に係る経費の財源として、国から交付されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てているものでございますけれども、平成２７年度においても、この交付金が予算措置されることになったことから、これを引き続き活用するためでございます。

１４ページ、めくっていただいて、条例の失効期限を１年延長いたしまして、平成２８年３月３１日とするものでございます。

次に、議案第６号、平成２６年度一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

１６ページをお開き願います。

補正予算の主な内容についてご説明を申し上げます前に、この表の左から３番目の欄に補正前の額と記載してございます。ここには、当初予算額に８月議会で議決いただきました補正予算額を合計した現計予算額を記載してございますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず歳入予算でございますが、１款、分担金及び負担金は市町村負担金でございますが、この後御説明いたします歳出の減額に伴いまして、３，１０８万５，０００円を減額するものでございます。

次に歳出予算でございますが、２款、総務費において、人件費負担金などが減額となる見込みのため、１，５４５万４，０００円を減額するものでございます。

３款、民生費は、特別会計における事務費繰出金でございますが、特別会計の事務費執行額が減額となる見込みのため、１，５６６万２，０００円を減額するものでございます。

次に議案第７号、平成２６年度特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

１８ページ、１９ページをお開き願います。

まず１８ページの歳入予算でございます。１款、２款、３款及び４款の各１項にございます市町村負担金、国庫負担金、県負担金及び支払基金交付金と、７款２項の基金繰入金につきましては、療養給付費などの支出が当初を下回る見込みとなったこと

に伴いまして、これらを減額するものでございます。

また、２款２項、国庫補助金につきましては、所得の少ない方などの保険料軽減のための財源として交付される臨時特例交付金の対象額の確定などによりまして、８，２９８万円を減額するものでございます。

次に１９ページの歳出予算でございますけれども、２款１項、療養諸費につきましては、療養給付費などの支出が当初を下回る見込みであることから、６９億１４９万１，０００円を減額するものでございます。

６款、基金積立金には、平成２５年度の精算で生じた剰余金を積み立てる医療給付費準備基金と、保険料軽減措置の財源として国からの交付金を積み立てる医療制度臨時特例基金がございますけれども、剰余金や交付金の確定に伴いまして、これを２億１，２１５万９，０００円減額するものでございます。

次に、平成２７年度予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、別冊となっております平成２７年度茨城県後期高齢者医療広域連合予算書の１ページをお開き願います。

議案第８号、平成２７年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額をそれぞれ８億８，５２２万５，０００円とし、一時借入金の最高額を２，０００万円とするものでございます。

その主なものにつきましては、２ページをお開き願います。

まず歳入予算でございますけれども、１款分担金及び負担金は、市町村からの共通経費負担金でございまして、８億８，０８８万２，０００円を計上しております。

次に歳出予算でございますが、２款、総務費は、派遣職員の人件費や広域連合事務所の管理経費として２億５，９４６万３，０００円を、また３款、民生費は特別会計の事務費への繰出金として６億２，１８３万４，０００円を計上してございます。

続きまして、議案第９号、平成２７年度特別会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、３ページをお開き願います。

特別会計予算につきましては、歳入歳出総額をそれぞれ２，９１２億１，７６４万円とし、一時借入金の最高額を２００億円とするものでございます。

その主なものにつきましては、４ページ、５ページをお開き願います。

まず４ページの歳入予算でございますが、１款、市町村負担金は、被保険者の保険料負担金や療養給付費に対する市町村負担金でございまして、４７９億４，６３６万円を計上しております。

２款、国庫支出金は、療養給付費などに対する国庫負担金のほか、被保険者の所得

格差による広域連合間の財政不均衡を調整する交付金や、健康診査事業などへの補助金、あるいは所得の少ない方などの保険料軽減措置の財源として交付される臨時特例交付金などの国庫補助金でございまして、９６７億５，１６７万９，０００円を計上しております。

３款、県支出金は、療養給付費等に対する負担金でございまして、２３８億８，８１６万８，０００円を計上しております。

４款、支払基金交付金は、現役世代が加入する保険者からの支援金でございまして、１，１７９億９３６万６，０００円を計上しております。

７款、繰入金は、一般会計からの繰入金と、医療給付費準備基金及び医療制度臨時特例基金の二つの基金からの繰入金がございまして、４３億２，１１９万５，０００円を計上しております。

次に、５ページの歳出予算でございしますが、１款、総務費は、医療費適正化事業費や電算システムの管理経費などがございまして、６億３，９１１万２，０００円を計上しております。

２款、保険給付費は、被保険者の療養給付費に要する経費や被保険者の自己負担額が限度額を超えた場合に支給する高額療養諸費などでございまして、２，８８０億２，３２６万円を計上しております。

５款、保健事業費は、健康診査などの経費で４億８，８３９万２，０００円、また６款、基金積立金は、医療制度臨時特例基金などへの積立金として１８億８，１７３万円を計上してございます。

９款、予備費は、補正予算時における収支見込を明らかにするために、新たに科目設定を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田口文明君）　ただいま２５番浅野信行議員が出席をいたしましたので、御報告申し上げます。

以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

日程第５　上程議案等に対する質疑及び一般質問

○議長（田口文明君） 日程第5、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

日程第6 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（田口文明君） 日程第6、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 10 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第 10 号は原案のとおり同意することに決しました。

これより議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口文明君） 全員起立。よって、議案第 11 号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第7 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（田口文明君） 次に、日程第7、茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の任期が、平成27年3月28日をもって任期満了となることから、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第16条の規定により、選挙管理委員4名及び同補充員4名を選挙することになります。お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、片岡稔氏、本田喜久男氏、大槻俊彦氏、小林一夫氏、以上の方を指名いたします。

また、補充員に、吉野四郎氏、武藤智子氏、糸賀千之氏、栗原英男氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が、茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序とすることに決しました。

ただいま当選しました選挙管理委員及び同補充員への当選告知は、事務局から文書をもって告知いたしたいと存じます。

日程第 8 閉会中所管事務調査について

○議長（田口文明君） 次に、日程第 8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口文明君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（田口文明君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、平成２７年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後１時３５分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

1 2 番

1 3 番



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第4号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第5号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第6号	平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第7号	平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第8号	平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第9号	平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	27. 2 . 16	原案可決
		27. 2 . 16	
議案第10号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて	27. 2 . 16	原案同意
		27. 2 . 16	

議案第11号	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員 の選任の同意を求めることについて	27. 2 . 16	原案同意
		27. 2 . 16	



上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

（提案理由）

職員の休暇等については、派遣した地方公共団体の例によるものとされているが、夏季休暇の日数が市町村によって異なることから、職員の勤務条件を統一するため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

第 11 条中「例による」を「例によるものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、夏季休暇（職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇をいう。）については、規則の定めるところによる。

第 12 条中「勤務時間及び休暇等」を「勤務時間、休暇等」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の
制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報及び情報提供等記録の保護のための措置等について規定を整備するため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「個人情報」の次に「又は個人情報に該当しない特定個人情報」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 7 条第 1 項中「取り扱う事務の目的」の次に「(以下「取扱目的」という。)」を加え、「当該事務の」を「当該取扱」に改め、同条第 4 項第 2 号中「個人情報を取り扱う事務の目的」を「取扱目的」に改める。

第 8 条第 1 項中「個人情報を取り扱う事務の目的を超えて、個人情報」を「前条第 1 項の規定により明確にされた取扱目的以外の目的に個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第 8 条の 2 実施機関は、第 7 条第 1 項の規定により明確にされた取扱目的以外の目的に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。

第 10 条第 1 項中「個人情報を取り扱う事務」を「取扱」に改める。

第 13 条第 1 項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この節において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「又は成年被後見人」を「若しく

は成年被後見人」に、「実施機関が特別の理由があると認めた者の」を「本人の委任による」に改め、同項ただし書を削る。

第 21 条第 1 項中「訂正」の次に「（追加又は削除を含む。以下同じ。）」を加える。

第 23 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のも のに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 24 条から第 26 条までを次のように改める。

第 24 条から第 26 条まで 削除

第 27 条第 1 項を次のように改める。

何人も実施機関が保有する自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の利用の中止、消去又は提供の中止を請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

- （１） 第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に違反して収集されたものであるとき、第 8 条第 1 項並びに第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の中止又は消去

- （２） 第 8 条第 1 項又は番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の中止

- （３） 第 10 条第 3 項の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去
- 第 31 条第 6 項を次のように改める。

- 6 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1項に規定する審査を行うこと。
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の意見を述べること。
- (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べること。

第36条中「個人情報について」を「個人情報（特定個人情報を除く。）について」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報の写しの交付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第31条第6項の改正規定 平成27年4月1日
- (2) 情報提供等記録に関する部分の規定 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

議案第 3 号

茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定
について

茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

（提案理由）

処分及び行政指導に関する手続について、国民の利益の保護の一層の充実を図るため行政手続法が改正されたことに伴い、法改正に対応した規定を整備するため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合行政手続条例(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導 (第 30 条―第 34 条)」を
「第 4 章 行政指導 (第 30 条―第 34 条) 第 4 章の 2 処分等の求
条―第 34 条の 2) に改める。
め (第 34 条の 3) 」

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号中「茨城県後期高齢者医療広域連合 (以下「広域連合」という。) を「広域連合」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「条例及び」を「茨城県後期高齢者医療広域連合 (以下「広域連合」という。) の条例及び」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 法令 法律、法律に基づく命令 (告示を含む。) 及び条例等をいう。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 6 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 4 章中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が

当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要

な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部
を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

（提案理由）

国等の医療給付費負担金の過年度分に返還金が生じるなどによって、その財源を新たに確保しなければならない場合に備えて、基金繰入れによる財政調整機能を強化するため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部
を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例（平成 20 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

- （５） 前各号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めた保険料を充てるべき後期高齢者医療制度の経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

(提案理由)

所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減に係る経費について、平成 27 年度においても国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が予算措置されることとなったので、これに対応する財政措置を実施するため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部
部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成 20 年茨
城県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 31,417 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 834,531 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		857,231	△31,085	826,146
	1 負 担 金	857,231	△31,085	826,146
2 財 産 収 入		574	236	810
	1 財 産 運 用 収 入	574	236	810
3 繰 入 金		1,027	△563	464
	1 基 金 繰 入 金	1,027	△563	464
5 諸 収 入		1,635	△5	1,630
	2 雑 入	1,599	△5	1,594
歳 入 合 計		865,948	△31,417	834,531

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,449	△301	1,148
	1 議 会 費	1,449	△301	1,148
2 総 務 費		265,521	△15,454	250,067
	1 総 務 管 理 費	265,337	△15,430	249,907
	3 監 査 委 員 費	122	△24	98
3 民 生 費		596,977	△15,662	581,315
	1 社 会 福 祉 費	596,977	△15,662	581,315
歳 出 合 計		865,948	△31,417	834,531

議案第 7 号

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,372,158 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 284,777,020 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 町 村 負 担 金		47,103,194	△539,153	46,564,041
	1 市 町 村 負 担 金	47,103,194	△539,153	46,564,041
2 国 庫 支 出 金		94,896,190	△1,957,538	92,938,652
	1 国 庫 負 担 金	68,570,731	△1,874,558	66,696,173
	2 国 庫 補 助 金	26,325,459	△82,980	26,242,479
3 県 支 出 金		23,484,479	△615,761	22,868,718
	1 県 負 担 金	23,484,478	△615,761	22,868,717
4 支 払 基 金 交 付 金		115,889,980	△2,842,173	113,047,807
	1 支 払 基 金 交 付 金	115,889,980	△2,842,173	113,047,807
5 特別高額医療費共同事業 交 付 金		34,319	8,613	42,932
	1 特別高額医療費共同事業 交 付 金	34,319	8,613	42,932
6 財 産 収 入		1,304	1,038	2,342
	1 財 産 運 用 収 入	1,304	1,038	2,342
7 繰 入 金		4,806,990	△1,485,304	3,321,686
	1 一 般 会 計 繰 入 金	596,411	△15,898	580,513
	2 基 金 繰 入 金	4,210,579	△1,469,406	2,741,173
10 諸 収 入		294,911	58,120	353,031
	2 預 金 利 子	4,737	7,732	12,469
	3 雑 入	290,171	50,388	340,559
歳 入 合 計		292,149,178	△7,372,158	284,777,020

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		616,621	△13,584	603,037
	1 総 務 管 理 費	615,699	△13,584	602,115
2 保 険 給 付 費		283,306,955	△7,301,829	276,005,126
	1 療 養 諸 費	271,214,680	△6,901,491	264,313,189
	2 高 額 療 養 諸 費	10,999,775	△402,538	10,597,237
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,092,500	2,200	1,094,700
3 県財政安定化基金拠出金		77,994	△3,072	74,922
	1 県財政安定化基金拠出金	77,994	△3,072	74,922
4 特別高額医療費共同事業 拠 出 金		34,519	8,613	43,132
	1 特別高額医療費共同事業 拠 出 金	34,519	8,613	43,132
5 保 健 事 業 費		523,439	△29,010	494,429
	1 健康保持増進事業費	523,439	△29,010	494,429
6 基 金 積 立 金		1,980,288	△212,159	1,768,129
	1 基 金 積 立 金	1,980,288	△212,159	1,768,129
8 諸 支 出 金		5,606,473	178,883	5,785,356
	1 償還金及び還付加算金	5,606,473	178,883	5,785,356
歳 出 合 計		292,149,178	△7,372,158	284,777,020

議案第 8 号

平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 885,225 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		880,882
	1 負 担 金	880,882
2 財 産 収 入		504
	1 財 産 運 用 収 入	504
3 繰 入 金		1
	1 基 金 繰 入 金	1
4 繰 越 金		2,000
	1 繰 越 金	2,000
5 諸 収 入		1,838
	1 預 金 利 子	33
	2 雑 入	1,805
歳 入 合 計		885,225

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,927
	1 議 会 費	1,927
2 総 務 費		259,463
	1 総 務 管 理 費	259,235
	2 選 挙 費	87
	3 監 査 委 員 費	141
3 民 生 費		621,834
	1 社 会 福 祉 費	621,834
4 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
5 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		885,225

一般会計

議案第 9 号

平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 27 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 291,217,640 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		47,946,360
	1 市 町 村 負 担 金	47,946,360
2 国 庫 支 出 金		96,751,679
	1 国 庫 負 担 金	69,623,939
	2 国 庫 補 助 金	27,127,740
3 県 支 出 金		23,888,168
	1 県 負 担 金	23,888,167
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		117,909,366
	1 支 払 基 金 交 付 金	117,909,366
5 特別高額医療費共同事業交付金		42,932
	1 特別高額医療費共同事業交付金	42,932
6 財 産 収 入		1,105
	1 財 産 運 用 収 入	1,105
7 繰 入 金		4,321,195
	1 一 般 会 計 繰 入 金	621,338
	2 基 金 繰 入 金	3,699,857
8 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		356,830
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	13,380
	3 雑 入	343,447
歳 入 合 計		291,217,640

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		6 3 9, 9 1 2
	1 総 務 管 理 費	6 3 9, 0 7 8
	2 賦 課 徴 収 費	8 3 4
2 保 険 給 付 費		2 8 8, 0 2 3, 2 6 0
	1 療 養 諸 費	2 7 5, 6 1 3, 9 6 1
	2 高 額 療 養 諸 費	1 1, 2 6 6, 0 9 9
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1, 1 4 3, 2 0 0
3 県 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		7 4, 9 2 2
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	7 4, 9 2 2
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金		4 3, 1 3 2
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金	4 3, 1 3 2
5 保 健 事 業 費		4 8 8, 3 9 2
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	4 8 8, 3 9 2
6 基 金 積 立 金		1, 8 8 1, 7 3 0
	1 基 金 積 立 金	1, 8 8 1, 7 3 0
7 公 債 費		2, 7 0 3
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
	2 公 債 費	2, 7 0 2
8 諸 支 出 金		6 3, 5 8 8
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6 3, 5 8 8
9 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		2 9 1, 2 1 7, 6 4 0

議案第 10 号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条の規定に基づき、識見を有する者として、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

記

氏 名	しまざき ひでお 島 崎 英男
生年月日	昭和 23 年 1 月 27 日
住 所	日立市鮎川町 6－21－11

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員が平成 27 年 3 月 28 日をもって任期満了となるため、上記の者を監査委員に選任したいので議会の同意を求めるものである。

議案第 11 号

茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めること
について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、下記の者を公平
委員会委員に選任したいので、同条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであ
る。

平成 27 年 2 月 16 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

記

氏 名	いし かわ おさむ 石 川 治
生年月日	昭和 15 年 6 月 29 日
住 所	水戸市双葉台 2 丁目 10 番 4 号
氏 名	うち だ かず ひろ 内 田 一 廣
生年月日	昭 17 年 8 月 9 日
住 所	水戸市赤塚 2 丁目 211 番地の 31
氏 名	こ ばやし よし じろう 小 林 由士郎
生年月日	昭和 27 年 7 月 4 日
住 所	水戸市小吹町 1214 番地の 1

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員が平成 27 年 3 月 28 日をもって任期満
了となるため、上記の者を公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるもの
である。

選挙管理委員及び同補充員選挙参考資料

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の略歴

1 選挙管理委員候補

氏 名	かた おか みのる 片 岡 稔
生年月日	昭和10年1月3日
住 所	北相馬郡利根町大字羽中1430番地
略 歴	平成 8年 1月 1日 利根町選挙管理委員に就任 平成16年 1月 1日 利根町選挙管理委員長職務代理者に就任 平成20年 1月 1日 利根町選挙管理委員長に就任 現在に至る
氏 名	ほん だ きくお 本 多 喜久男
生年月日	昭和17年3月14日
住 所	那珂郡東海村大字村松2468番地
略 歴	平成16年 7月 3日 東海村選挙管理委員長職務代理者に就任 平成20年 7月 3日 東海村選挙管理委員長に就任 平成23年 3月29日 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に就任 平成24年 7月 3日 東海村選挙管理委員長に就任 現在に至る
氏 名	おお つき とし ひこ 大 槻 敏 彦
生年月日	昭和22年 4月22日
住 所	神栖市木崎797番地
略 歴	平成20年 6月27日 神栖市選挙管理委員長に就任 平成24年 7月 3日 神栖市選挙管理委員長に就任 現在に至る
氏 名	こ ばやし かず お 小 林 一 夫
生年月日	昭和23年4月21日
住 所	常総市大塚戸町1555番地
略 歴	平成23年12月26日 常総市選挙管理委員長に就任 現在に至る

2 選挙管理委員補充員候補

氏 名	よし の し ろう 吉 野 四 郎
生年月日	昭和11年12月10日
住 所	那珂市鴻巣1346番地の2
略 歴	平成24年 6月29日 那珂市選挙管理委員長に就任 現在に至る
氏 名	む とう とも こ 武 藤 智 子
生年月日	昭和18年4月12日
住 所	常総市水海道宝町2763番地
略 歴	平成23年12月26日 常総市選挙管理委員長代理に就任 現在に至る
氏 名	いと が かず ゆき 糸 賀 千 之
生年月日	昭和19年4月27日
住 所	龍ヶ崎市宮沢町2943番地
略 歴	平成 3年12月10日 龍ヶ崎市選挙管理委員に就任 平成15年12月25日 龍ヶ崎市選挙管理委員長に就任 現在に至る
氏 名	くり はら ひで お 栗 原 英 男
生年月日	昭和23年3月16日
住 所	笠間市旭町346番地16
略 歴	平成26年 6月25日 笠間市選挙管理委員長に就任 現在に至る